

都道府県
市区町村 水循環担当部局 御中

令和7年度 水循環アドバイザー制度による支援の募集について

内閣官房水循環政策本部事務局

内閣官房水循環政策本部事務局（以下「水循環事務局」という。）では、水循環施策の取組を効果的に推進することを目的として、令和2年度に流域水循環計画等の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」を創設し、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等の支援を実施しているところです。

また、令和6年8月に新たな水循環基本計画を策定するとともに、水循環基本計画の着実な推進に向けた主要施策の工程表を決定し、その中で、水循環アドバイザーの派遣等を通じて、流域水循環計画の策定や深化を推進することとしています。

これを踏まえ、水循環事務局では、流域水循環計画の策定や深化を推進すべき分野として「地下水」と「地域振興・地域のブランド化」を選定するとともに、令和7年度より、これら支援分野の拡充や地域性等を踏まえ水循環アドバイザーを増員するなど、「水循環アドバイザー制度」の拡充を行ったところです。

つきましては、令和7年度の水循環アドバイザー制度による支援を下記のとおり実施しますので、流域水循環計画の策定に向けた水循環施策の取組等の推進にあたり、本制度の活用を希望される地方公共団体を募集します。

なお、水循環に関する課題解決に向けた勉強会等への派遣も可能ですので、積極的な活用にご配慮いただければ幸いです。

記

- 1 水循環アドバイザー制度について
別添の「令和7年度水循環アドバイザー派遣」、「水循環アドバイザー制度」、「水循環アドバイザー制度チラシ」をご覧ください。
- 2 派遣申請について
水循環アドバイザーの派遣申請を行う際は「別紙1_申請書」、派遣完了後は「別紙2_報告書」を水循環事務局あてに提出して下さい。
- 3 水循環アドバイザーリストについて
「別紙-3_令和7年度水循環アドバイザーリスト」をご覧ください。
- 4 その他
水循環アドバイザーへの謝金及び旅費は、水循環事務局が負担します。
- 5 申請・問い合わせ先
担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 吉川、武澤
住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館
電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582
E-mail：hqt-mizu_jyunkan [AT] mlit.go.jp ※ [AT] は@に置き換えて下さい。
「水循環アドバイザー制度」のホームページに様式等を掲載しています。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/adviser.html